

国民健康保険料の賦課方式の見直し

これまで高山市では、加入者の所得や資産といった負担能力に応じて賦課する「所得割」「資産割」と、受益対象である加入世帯の構成に応じて賦課する「均等割」「平等割」の4つで国民健康保険料を計算する方式を採用してきました。

- 所得割：加入者の前年の所得に応じて計算
- 資産割：加入者に賦課される固定資産税額に応じて計算
- 均等割：加入者1人あたりの額
- 平等割：1世帯あたりの額

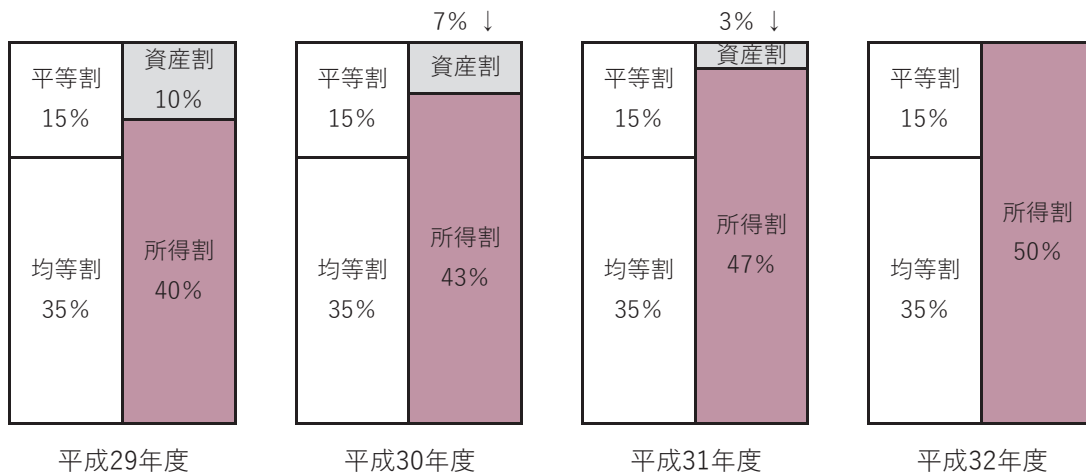
このうち資産割については、次のような課題があることから、県内においても平成30年4月の国保の県単位化に合わせて資産割を廃止する市が多くあります。

- ①市外に所在する固定資産が保険料計算の対象外である。
- ②金融資産が保険料計算の対象外である。
- ③75歳以上の後期高齢者の所有する固定資産が計算の対象外である。

これらのことから高山市では、次のとおり保険料負担が一気に変わらないよう段階的に資産割を縮小して所得割に移し、平成32年度に資産割を廃止します。

各ご家庭の保険料は、7月にお送りする国民健康保険料の本算定決定通知書でご確認ください（4月にお送りする仮算定通知書では、原則、平成29年度の保険料の月平均額と同額を納付いただき、7月の本算定決定通知書は新保険料率で計算をして、仮算定分を調整することになります）。

保険料の賦課方式見直しのイメージ



※この内訳は、高山市全体の保険料総額の内訳であり、それぞれの世帯における割合ではありません。

仮算定通知書をお送りします

今年度も4月中旬に仮算定通知書をお届けしますので、ご確認いただき、納付にご協力をお願いします。

仮算定通知とは

今年度の国民健康保険料は、平成29年中の所得で計算しますが、まだその所得が確定していないため、4月から

6月の保険料については、平成29年度の保険料の月平均額を設定（仮算定）しています。

7月から翌年3月までの9カ月間の保険料は、所得と固定資産税額が確定した後（7月）に再計算（本算定）し、改めてお知らせします。

なお、国民健康保険料は、世帯主が社会保険や後期高齢者医療保険等に加入している場合でも、世帯主名で通知します。